

## 8. 手帳、医療費の助成など

- **精神障害者保健福祉手帳 ★**

精神障害のある方が、いろいろな支援を受けるために一定の障害にあることを証明するものです。

- **自立支援医療費制度（精神通院） ★**

精神疾患の治療のため病院（薬局・デイケア・訪問看護を含む）の通院にかかった医療費を補助する制度です。

- **小児精神障害者入院医療費助成 ★**

都内在住で満18歳未満の方が精神障害（「てんかん」「精神遅滞」のみでは不可）のために精神病床に入院するときに、入院費が助成されます。

- **特別障害者手当**

20歳以上で重度の障害があり、日常生活に常時特別な介護を必要とする方に支給される手当です。

- **障害児福祉手当 ★**

20歳未満で重度の障害があり、日常生活に常時介護を必要とする方に支給される手当です。

- **特別児童扶養手当 ★**

一定の障害を有する20歳未満の児童を扶養している父、母又は養育者に支給される手当です。

- **八王子市住居賃貸代行保証料補助金**

八王子市では、市内在住の障害者が住居を賃貸するにあたり、保証人の代行制度を利用する際、その費用の一部を負担します。

# 精神障害者保健福祉手帳

内容	精神障害のある方が、いろいろな支援を受けるために一定の障害にあることを証明するものです。
有効期限	2年（更新手続きは、手帳の有効期限の3カ月前からできます）
障害等級と状態について	<p><b>1級 精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度</b></p> <p>例）外出は自発的にできず付き添いが必要であり、食事の用意や後片付けなどの家事、身辺の清潔保持も自発的には行えず、生活に常時援助を必要とします。</p> <p><b>2級 精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度</b></p> <p>必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は著しい制限を受けるため困難な程度の方</p> <p><b>3級 精神障害であって日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度</b></p> <p>例）一人で外出できるが、過大なストレスがかかる状況が生じた場合に対処が困難であったり、日常的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化したりすると困難が生じてくることがあったりします。</p>
申請に必要な書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 障害者手帳申請書</li> <li>② 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）、または障害年金証書※</li> <li>③ ご本人の写真（縦4cm×横3cm、脱帽して上半身を写したもの） 申請日から1年以内に撮影したもの。裏面に氏名と生年月日を必ず記入してください。</li> <li>④ 印鑑</li> <li>⑤ 現在お持ちの手帳の写し（更新の場合）</li> </ol>
その他	<p>※診断書の作成日は、精神障害に係る初診日から6か月を経過していること、また作成日から申請日まで3か月を経過していないこと。</p> <p>※精神障害を支給事由とする障害年金や特別障害給付金を受給されている方は、<u>障害年金証書等の写し</u>で申請できます。</p> <p>（支給事由が精神障害であれば、障害年金等と同じ等級が付与されます。しかし、支給事由が、知的障害や身体障害の場合、精神障害者保健福祉手帳を作成できませんのでご注意ください。）</p>
申請先	<p>八王子市役所1階 障害者福祉課 TEL：042-620-7245</p> <p>八王子駅南口総合事務所 障害者福祉課 TEL：042-620-1159</p>



## 自立支援医療費制度（精神通院）

内容	精神疾患の治療のため病院(薬局・デイケア・訪問看護を含む)の通院にかかった医療費を補助する制度です。
自己負担割合	1割負担（所得・疾病等に応じて、0円～20,000円の月額上限自己負担額が決定されます。）
有効期限	1年（更新手続きは有効期限の3か月前からできます）
申請に必要な書類	<p>※保険の種類等の状況により必要書類が異なります。必ず、事前に電話確認のうえ、ご来庁ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書</li> <li>② 自立支援医療診断書(精神通院) ※東京都指定の診断書</li> <li>③ 保険証の写し</li> <li>④ 世帯の所得状況が確認できる書類 非課税証明書もしくは課税証明書 ※ 申請日によりご用意いただく年度が変わりますので、必ずお問い合わせください。 (八王子市に住民票があり税申告をしていれば、同意書の提出で所得確認書類が不要な場合があります。)</li> <li>⑤ 印鑑</li> <li>⑥ 自立支援医療受給者証（更新時）</li> <li>⑦ 病院・調剤薬局等登録する医療機関の名称と住所がわかるもの</li> </ol>
その他	<p>※診断書の作成日から申請日まで3か月を経過していないこと。</p> <p>※更新時における診断書の提出は、2年に1度になります。</p> <p>※有効期間を過ぎてからの再開申請には、診断書が必要となります。</p>
申請先	<p>八王子市役所1階 障害者福祉課 TEL：042-620-7245 FAX：042-623-2444</p> <p>八王子駅南口総合事務所 障害者福祉課 TEL：042-620-1159</p>

## 小児精神障害者入院医療費助成制度

内容	<p>都内在住で満18歳未満の方が精神障害（「てんかん」「精神遅滞」のみでは不可）のために精神病床に入院するときに、入院費が助成されます。</p> <p>※制度の認定を受けて入院治療を継続する場合は、20歳の誕生月の末日までが助成の対象となります。</p>
自己負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院時食事療養費の標準負担額</li> <li>・健康保険適用外の費用</li> </ul>
助成期間	最長1年
申請に必要な書類	<p>※保険の種類等の状況により必要書類が異なります。必ず、事前に電話確認のうえ、ご来庁ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①医療費助成申請書（所定の様式；申請窓口または下記のホームページから入手できます）</li> <li>②診断書（所定の様式；申請窓口または下記のホームページから入手できます）</li> <li>③住民票（患者と申請者の続柄がわかるもの。ただし、更新申請の方で、前回認定時の住所と変更がなければ必要ありません。）</li> <li>④健康保険証の写し</li> <li>⑤遅延理由書（入院を開始した月の翌月以降に申請する場合）</li> </ol>
申請先 問合せ先	<p>八王子市役所1階 障害者福祉課 TEL：042-620-7245 FAX：042-623-2444</p> <p>所定の書式のダウンロード；ホームページ <a href="http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/chusou/">http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/chusou/</a></p>

## 特別障害者手当

内容	20歳以上で、精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある方に支給される手当です。
対象者	20歳以上で、次のいずれかの障害がある方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・おおむね身体障害者手帳1級、2級若しくは愛の手帳1度、2度程度の重複を有する方</li> <li>・上記と同程度の疾病又は精神障害を有する方</li> </ul>
給付内容	月額 26,620 円 払込月 2・5・8・11月 10日過ぎ
制限等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得制限があります。</li> <li>・施設入所者及び3ヶ月を超えて病院に入院している方は除きます。</li> <li>・原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づく介護手当受給者は、手当額の併給調整があります。</li> </ul>
申請先	八王子市役所1階 障害者福祉課 TEL：042-620-7245 FAX：042-623-2444

## 障害児福祉手当

内容	20歳未満で、精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある方に支給される手当です。
対象者	20歳未満で、次のいずれかの障害がある方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・おおむね身体障害者手帳1級、2級の一部</li> <li>・愛の手帳1度、2度の一部</li> <li>・上記と同程度の疾病又は精神障害を有する方</li> </ul>
給付内容	月額 14,480 円 払込月 2・5・8・11月 10日過ぎ
制限等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得制限があります。(扶養者)</li> <li>・施設入所者は除きます。</li> <li>・障害を支給事由とする公的年金を受けている場合は除きます。</li> </ul>
申請先	八王子市役所1階 障害者福祉課 TEL：042-620-7245 FAX：042-623-2444

## 特別児童扶養手当

内容	20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母又は養育者に支給される手当です。	
対象者	1級（重度）	20歳未満で次のいずれかの障害がある児童を監護、養育している父母又は擁護者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳 1級、2級</li> <li>・愛の手帳 1度、2度の一部</li> <li>・上記と同程度の疾病又は精神障害を有する方</li> </ul>
	2級（中度）	20歳未満で次のいずれかの障害がある児童を監護、養育している父母又は擁護者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳 3級</li> <li>・愛の手帳 2度、3度の一部</li> <li>・上記と同程度の疾病又は精神障害を有する方</li> </ul>
給付内容	1級 月額 51,100円 2級 月額 34,030円 払込月 4・8・11月 11日頃	
制限等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得制限があります。</li> <li>・施設入所児は除きます。</li> <li>・障害を事由とする公的年金を受けている場合は除きます。</li> </ul>	
申請先	八王子市役所1階 障害者福祉課 TEL：042-620-7245 FAX：042-623-2444	

## 八王子市住居賃貸代行保証料補助金

内容	八王子市では、市内在住の障害者が住居を賃貸するにあたり、保証人の代行制度を利用する際、その費用の一部を負担します。 ◎グループホームを利用する場合には該当しません。
対象者	18歳以上の障害者の一人暮らし世帯又は、世帯主が障害者の方で次のいずれにも該当する方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神手帳又は精神障害を事由とする障害年金、特別障害者給付金等を受けている方</li> <li>・自立支援医療費制度（精神通院）を受給中の方等</li> <li>・民間等の住居賃貸代行保証制度を利用している方</li> <li>・世帯員全員が、現に市内の民間賃貸住宅に居住し、八王子市の住民基本台帳に記載されている方</li> <li>・生活保護を受けていない方</li> <li>・当市が交付する他の住居賃貸代行保証料補助金の交付を受けていない方</li> <li>・暴力団でないこと。また、暴力団の利益となる利用でないこと。</li> </ul>
給付内容	民間等の住居賃貸代行保証制度を利用した場合に支払った額の2分の1に相当する額（上限1万円） ※保証の期間が、1年以上のもの1回の支払い
申請先	地域活動支援センターあくせす（委託）TEL：042-631-1022 （2ページの地域活動支援センターあくせすと同じ） 八王子市役所1階 障害者福祉課 TEL：042-620-7245 FAX：042-623-2444